

市民税・道民税の申告会場

お住まいの対象町ごとに申告会場を開設します。対象町以外の日程、会場でも受付が可能です。

困 市役所本庁舎（8階大会議室）
亀 亀田交流プラザ（1階講堂）
市 市民会館（展示室）
銭 銭亀町会館（1階大広間）

地域	月日	会場	対象町名	
			9:30～11:45	13:00～15:30
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内	2/3(月)	困	船見、弥生、弁天	大、末広、青柳、住吉
	2/4(火)		元、谷地頭	宝来、豊川
	2/5(水)	亀	富岡1、神山1、神山2	富岡2、陣川1、神山
	2/6(木)		富岡3、陣川2	神山3、東山
	2/7(金)		陣川、赤川	赤川1、西桔梗、亀田中野
	2/10(月)	市	深堀、広野	駒場、湯川2
	2/12(水)	困	入舟、東川、大手、栄、旭	東雲、松風、若松、千歳、上新川
	2/13(木)	亀	桔梗、亀田本	中道1、鍛冶1
	2/14(金)		中道2	鍛冶2、美原1
	2/17(月)	市	湯浜、湯川1、榎本	戸倉、上野
	2/18(火)		湯川3	花園
	2/19(水)	亀	石川	美原3
	2/20(木)		美原2	美原4、昭和1
	2/21(金)	美原5、昭和2	昭和3、本通3	
	2/25(火)	困	大森、新川、海岸、大縄、万代	松川、浅野、吉川、北浜、港1
	2/26(水)	銭	高松	根崎、志海苔
	2/27(木)		銭亀	瀬戸川、赤坂、中野
	2/28(金)	市	新湊、石倉	古川、豊原、石崎、鶴野、白石
	3/3(月)		昭和4、本通1	本通2、本通4
	3/4(火)	亀	東山1、桔梗2、北美原1	東山2、東山3
	3/5(水)	市	日吉1、日吉2	日吉3、高丘
	3/6(木)		日吉4、滝沢、見晴、鈴蘭丘、西旭岡1	上湯川、銅山、旭岡、西旭岡3
	3/7(金)		西旭岡2、鱒川、紅葉山、庵原、亀尾、米原、東畑、鉄山、蛾眉野、山の手2	山の手1、山の手3
	3/10(月)	困	港2、追分、亀田	港3、大川、田家
	3/11(火)	亀	北美原2、北美原3、桔梗3	桔梗1、桔梗4、桔梗5
	3/12(水)	困	白鳥、八幡、宮前、宇賀浦、乃木	中島、千代台、日乃出
	3/13(木)		堀川、高盛、杉並	的場、時任、梁川
	3/14(金)		本、五稜郭、柳	松陰、人見、金堀
3/17(月)	柏木、川原		昭和、亀田港	

税務署に確定申告会場を開設

2月17日(月)～3月17日(月) ※平日 9:00～16:00

※入場には「入場整理券」が必要です。配付状況により後日の来場をお願いする場合があります。

入場整理券の配布方法

①国税庁公式LINEで事前発行
入場時に申込完了画面を確認します。

②当日会場で配布

函館税務署 ☎31-3171

HP 国税庁LINE

詳しくは、市HPをご確認ください。

税務室市民税担当 ☎21-3211～3213

函館税務署からのお知らせ

次回

の申告をスムーズに

会場では、申告書等の作成にあたりマイナンバーカードを使用したスマホ申告をご案内しています。マイナンバーカードを持参のほかカード発行時に設定したパスワード（利用者証明用電子証明書（4桁）および署名用電子証明書（6～16文字））が必要です。事前にご確認ください。

HP 令和7年度

税の申告受付

お問合せ
本庁・湯川・亀田・銭亀沢支所管内：
税務室市民税担当 ☎21-3211～3213
東部4支所管内：各支所市民福祉課
戸井☎82-2112、恵山☎85-2335、
檜法華☎86-2111、南茅部☎25-6039

申告期限

市・道民税の申告は2月3日(月)～3月17日(月)

この申告または税務署への確定申告を期限内に終えないと、5～6月に発送する市・道民税・森林環境税の通知に反映されない場合があります。

申告が必要な人

下記を参考に市・道民税の申告が必要か確認し、当てはまる人は期日までに申告を行ってください。

■無収入や非課税収入のみで次に当てはまる人

・所得証明書や課税（非課税）証明書が必要な人

・各種保険料（税）やその他行政サービスの申請のために申告が必要な人

■確定申告を提出しない人で次に当てはまる人

・給与と収入がある人で、勤務先で年末調整をしていない人

・営業・不動産・漁業・雑所得・一時所得などの所得があった人

・医療費控除や雑損控除・扶養控除など各種控除を追加する人

収入が公的年金のみの人

「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている所得控除以外に申告していない各種所得控除がある人は、申告により税額の軽減や非課税になることがあります。

公的年金のみの収入の人の市・道民税非課税基準

公的年金の収入金額		
扶養人数	65歳未満 (\$35.1.2以降の出生)	65歳以上 (\$35.1.1以前の出生)
0人	1,020,000円以下	1,520,000円以下
1人	1,606,667円以下	2,030,000円以下
2人	2,033,334円以下	2,350,000円以下
3人	2,460,001円以下	2,670,000円以下
4人	2,886,667円以下	2,990,000円以下

申告のときに必要なもの

申告には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要で、マイナンバーカード等により申告者の本人確認が必要です。扶養親族や事業専従者の本人確認書類は不要ですが、マイナンバーの記載が必要です。

□ 本人確認書類 ①②のいずれか

①マイナンバーカード

②「通知カード」もしくは「マイナンバーが記載された住民票の写し」と「運転免許証、年金手帳等のいずれか一つ」

□ 所得金額を証明するもの

源泉徴収票、営業・不動産収入のある方は収支内訳書等

□ 各種控除証明書、領収書

・令和6年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の支払額の分かるもの・領収書

・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、平成18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書

□ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書

＼おむつ代の医療費控除を受ける人／

□ 要介護認定者のおむつ代の医療費控除確認書

※介護保険の要介護認定を受け、認定時の主治医意見書から寝たきり度等が確認できる人に確認書を発行します。

※主治医意見書から必要事項の確認がとれない場合は、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

介護保険課 ☎21-3029

7

HAKODATE

HAKODATE

6